

# 休眠預金等活用審議会ヒアリングに関するQ & A

## Q 1. なぜヒアリングを実施するのでしょうか。

A. 休眠預金等活用審議会においては、現在、優先的に解決すべき社会課題を中心に、来春目途の基本方針の策定に向け、審議しているところです。法律の基本理念の一つとして法第 16 条第 3 項にあるとおり「多様な意見が適切に反映されるよう配慮」する旨が規定されていることを踏まえ、現場の団体や有識者の方からヒアリングを実施することを第 1 回休眠預金等活用審議会（平成 29 年 5 月 22 日）において決定し、今回、7 月 12 日及び 13 日に実施します。ヒアリングの結果は今後の基本方針の策定に向けた審議に反映させていく予定です。

## Q 2. リストの団体及び有識者等どのように選ばれたのでしょうか。

A. 委員、専門委員にヒアリング候補先を募り、第 2 回休眠預金等審議会において、選定を会長に一任する旨の了承をいただいた上で、分野のバランス等を考慮しつつ選定したのになります。

今回のヒアリングの対象とならなかった団体・有識者に関しても、別途、優先的に解決すべき社会課題等について、資料を提出いただくこととしております。なお、これら全ての団体及び有識者等の資料はヒアリング対象となった団体及び有識者等と同様、基本的に公表する予定です。

## Q 3. ヒアリングの対象となった団体は「資金分配団体」、「民間公益活動を行う団体」になるにあたって有利に扱われることはあるのでしょうか。

A. 今回のヒアリングは、あくまで基本方針の審議にあたり優先的に解決すべき社会課題の把握のために実施するものであって、ヒアリングの対象となったことをもって、当該団体等に対し休眠預金等の活用先となる民間公益活動を行う団体の選定において優位性が与えられるといったことは一切ありません。

法第 22 条第 5 項に規定されているとおり、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定は公募により決定することとされており、その選定の基準等に関しては、基本方針に即して指定活用団体が策定する「民間公益活動促進業務規程」や内閣総理大臣が毎年策定する「基本計画」において定められることになっております。

## Q 4. ヒアリングは今回限りなのでしょうか。

A. 法第 16 条第 3 項において「多様な意見が適切に反映されるよう配慮される」と規定されていることを踏まえ、広く国民の皆様や団体の皆様等からご意見を聴くため、様々な手段を講じています。

今回のヒアリングの実施以外にも、平成 29 年 5 月 31 日に内閣府休眠預金等活用担当室ホームページ上に意見を投書できる「御意見箱」を設置したほか、第 3 回休眠預金等活用審議会（平成 29 年 6 月 27 日開催）において、9 月目途に開催を予定している第 4 回審議会において、優先的に解決すべき社会的課題の整理を中心とする「中間的整理」を行った後、「地方公聴会」を開催することを決定いたしました。

なお、基本方針の策定に向けて更に審議を進めていく中で、今後も様々な機会を通じて、別途皆様からご意見を聴いてまいりたいと思います。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（抄）

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

第16条（略）

2（略）

3 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。

4～5（略）

（民間公益活動促進業務の適正な実施等）

第22条（略）

2～4（略）

5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。